

介護予防・日常生活支援総合事業の取組 長野県阿智村

■地域の資源を有効活用した生活支援サービスの提供

○村直営の自立生活支援センター（地域包括支援センター）が、シルバー人材センターや社会福祉協議会と協働し、見守り・配食サービスなどの生活支援サービスを提供
地域住民やボランティアなど、地域の人的資源を活用した孤立化防止の取組を実施
このような地域の力をより一層活用するため、介護予防・日常生活支援総合事業を導入

人口 6,822人
高齢化率 30.2%
(2012年12月1日現在)

社会福祉協議会による
「こんにちは訪問」

住民ボランティアによる
「安心コール」

シルバー人材センター



協働



阿智村
自立生活支援センター

社会福祉協議会

シルバー人材センター運営の
通いの場「おたっしゃかい」
(村内4会場)

事業者と
ボランティアによる
配食サービス

生活支援

予防

定期的な
安否確認

医療

村内8診療所、
村外の主治医
との連携

住まい（冬季の山間部の対策を検討中）

介護 サービス提供事業所
との連携

地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準 (平成24年4月～)

①厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの

- ア 介護サービスに従事する従業者に係る基準及び員数、居室等の床面積、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準
- イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準

②厚生労働省令で定める基準を標準とするもの

- ・ 利用定員に関する基準 (①イを除く。)

③厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの

- ・ ①、②以外のその他の設備及び運営に関する基準